

議 第 7 号

看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成
に向けた支援の強化を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
全世代型社会保障改革担当大臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、高齢化の進展によって医療・介護需要の増大はもとより、医療の高度化、ニーズの多様化等を受け、医療・介護サービスの提供体制の維持が重要な課題となっている。

こうした中、看護・介護人材の養成施設では、生産年齢人口の減少に加え、長時間の夜勤等の不規則勤務等に対する不安、労働内容に見合わない賃金水準を背景とした入学者の減少等により、定員割れを起し、学生の募集停止又は廃止を余儀なくされる事態が生じている。

また、訪問介護については、本年4月から介護報酬が引下げとなったが、中山間地域等を多く抱える本県においては、都市部と比較して事業の効率化が難しく、報酬改定の影響による訪問介護事業所の経営の悪化が懸念され、介護職員への処遇改善も十分に進まない。

よって、本県議会は、国会及び政府において、看護・介護職の処遇改善及び人材の確保・育成に向けた支援の強化により、将来にわたって医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を維持していくため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 看護・介護職の夜勤に対する負担軽減等の労働環境の改善、賃金水準の向上等に取り組む事業者への支援等を強化すること。
- 2 看護・介護人材の養成施設に対し、定員の確保策の実施及び経営を維持するための財政支援を行うこと。
- 3 訪問介護については、介護報酬改定後の都市部と中山間地域等の経営実態の違いについて、速やかな調査・検証を行い、その結果を踏まえた事業者への財政支援及び介護報酬の引上げを行うこと。